

平成21年度 芦屋市教育委員会第1回(定例会)委員会記録

日時	平成21年4月24日(金) 16:06~17:00
場所	北館4階 教育委員会室
出席者	(委員) 委員長 長 麻木 邦子 委員長代理者 近藤 靖宏 委員 白川 蓉子 委員 植田 勝博 教育長 藤原 周三 (事務局等) 波多野管理部長, 上月学校教育部長, 橋本社会教育部長, 中務管理課長, 長岡施設担当課長, 稗田教職員課長, 北尾教職員人事担当課長, 津村生涯学習課長, 白川市史編集担当課長, 細見文化振興担当課長, 竹内市民センター長, 中村打出教育文化センター所長, 浅野青少年愛護センター所長, 大西図書館長
事務局	教育委員会管理部管理課
会議の公開	公開
傍聴者数	なし

1 議案等

- 専決報告第1号 参事, 次長, 主幹及び主査の分掌事務を定める規定の一部を改正する訓令の制定について
- 専決報告第2号 芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について
- 専決報告第3号 芦屋市谷崎潤一郎記念館処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 専決報告第4号 芦屋市立美術博物館処務規則の一部を改正する規則の制定について

2 議事内容

- 委員長) 日程第1 開会宣言
- 委員長) 日程第2 会議成立の宣言
- 委員長) 日程第3 会議録署名委員の指名(藤原委員)
- 委員長) それでは, 日程第4の審議に入ります。専決報告第1号「参事, 次長, 主幹及び主査の分掌事務を定める規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。
- 管理課長) 議案資料に基づき概略説明
- 委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。
- 近藤委員) 朝日ヶ丘小学校は学校給食の栄養の担当が消えているが, 退職されているのですか。その後はないというのはどういうことですか。
- 管理課長) 再任用で別の方がこの学校に配置されております。
- 近藤委員) そうですか。
- 委員長) 新旧対照表の見方なのですけども, 例えば9ページの一番下の施設担当のところですね。現行の方では「主査[施設担当]」と一つだ

けなのですが、左側には「主査[施設担当]」として、そしてもう一つ、もう一段下にも同じことが書いて下線がしてありますね。これはどのように読んだらよろしいのでしょうか。

管理課長) 現行は1人ということですね。それが改正後につきましては主査が2人です。今までは事務職の施設担当の主査がおりましたが、体制強化をするために技術職の主査を入れましたので、主査が2人になったという読み方をしていただければ。

委員長) 下線は変更したということをお知らせですね。

管理課長) はい。変更点でございます。

白川委員) やっぱり表の読み方がよくわからないんですが、11ページの、適応教室担当の主査が、これは廃止してしまうということですか。

管理課長) 教育職の主査がおりましたが、それは廃止ということで、いなくなりました。

白川委員) いなくてもいいということですか。

管理課長) そのあとは、元校長先生を嘱託で、適応教室室長ということで配置しております。

白川委員) それで十分なのですね。適応教室の方は。

管理課長) ということです。

白川委員) はい、わかりました。

植田委員) 役職つきの方を設置すればここに表として入れるし、そういうのをなくせば、これが消えるという、現場それ自体は何も変動なくその業務をできる体制にはなっていると、こういうことですね。

管理課長) はい。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり可決することに異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は可決されました。

報告第1号採決。結果、可決(出席委員全員賛成)

委員長) 次に、専決報告第2号「芦屋市立青少年愛護センター運営連絡会委員の委嘱について」を議題とします。提案説明を求めます。

青少年愛護センター所長) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) これは従来からの運営組織で私も認識しているところですけども、昨年は何回ぐらい開かれたんですか。

青少年愛護センター所長) 昨年は2回開いております。

植田委員) 内容としてはどういうものがテーマにありましたかね。

青少年愛護センター所長) まず、1回目につきましては、19年度の事業報告、それから20年度の事業計画といったものを中心に、あと意見交換ということで、それぞれの立場で出ていただいておりますので、御意見をいただいたという内容が第1回目です。

植田委員) 形式的なものじゃなくて、ここでは学校のトラブル、少年犯罪、それから児童福祉、そういう施設の責任者の方々もおられるのです

よね。当然のことながら、少年の補導、そういうものがあるだろうと思うのですよ。お互いに情報交換とか、今後の取り組み、これは話の中身としてあるはずじゃないんですか。その内容を聞かせてもらえばと、こういうことですね。

青少年愛護センター所長)

それぞれの立場で、例えば第1回の場合ですと民生児童委員の方からは最近の子供たちの様子というところで、お店の中で、子供たちが席を占領してると。そういうような状況から、今の子供たちへの声かけをどのようにしていいのかというようなところがあったり、警察の方からは、最近の犯罪の状況ということで、特に自転車盗とか、そういったものが多くなっているという、そういう内容の報告があったり、情報の交換をしております。ちょっと今、手元にそのときの記録を持ってきておりませんので、詳しいところまではわかりませんが、それぞれの立場で今の懸案になっている状況であるとか、そういうものを出していただいて意見交換しているという状況になっています。

植田委員)

上月部長が出ておられますよね。いかがだったですかね、学校、警察、どういうことが問題として、それから課題はどうか、そんな議論の中身がわかれば。

学校教育部長)

私も覚えているところですが、愛護委員さんなどは地域をパトロールしておられますので、見回りをしているときの子供たちの様子で気づかれたことなども言われておりました。それから、非常に具体的なこととなりますが、開森橋のところの青信号の時間が非常に短いので、朝、子供たちが登校するときに、固まりができて危険ではないかということ。これは早速、警察の方で改善していただきました。それから、事件があったときの各学校への連絡方法、これが昨年度は遅かったのではないかという意見もありました。早くするために教育委員会としてはファクスを同時に送るというように改めました。また、保育所や、他の施設にも送ればよいという配送先のこと御意見が出ており、それも早速検討いたしました。

白川委員)

多分、植田委員の質問とも関連するかもしれませんが、要するに愛護センター運営連絡会委員という、この性格なのですが、愛護委員会というのもまた別にあるわけですよね。この連絡会というのは年に2回だけ開かれるのですよね。この運営連絡会というものがどういう位置にあるのかということをお簡単に説明していただければと思います。

青少年愛護センター所長)

私どもの方もこの会のあり方についてはどうしたらいいかというところはあるんですけれども、この会につきましては、例えば審議会とか協議会というような形で、このセンターの運営について何かを決定していくとか提言をしていくとか、そういった形での会にはなっていないという状況がございます。連絡会ということで意見の交換を行う、そういったことが中心になっているというところがあります。

先ほども白川委員さんが言われておりましたように、愛護委員会というのはございます。その中の代表ということで、愛護委員の会長、副会長が委員として出ておられて、こういったところで出ま

した意見につきましては、その委員会の中でも反映をしていただくという形にはなっているんですけども、ここで何かが決まるとか、方針が出るとか、そういった会議にはなっていないという状況はございます。

植田委員) これは愛護班ニュースですよね。ここの活動の状況を見ると、パトロールをされておられる方の状況や、子供たちの生活の報告と、あとはパトロールの表が、各学校、班という形で日程表が組まれていて、基本的には業務内容は大体パトロール関係が主という形なんですよね。

青少年愛護センター所長) 愛護委員会につきましては、街頭巡視活動というのを市の方から業務委託ということでやっていただいています。その中には研修というところもあるんですけども、基本的にはパトロールが主務になっております。

班の活動につきましては、もうすべて愛護委員会の方に任せておりますので、今、市内、小学校区単位の八つの班がございますけれども、その班集会の中で、その月のパトロール予定であるとか、そういったことを決めていただくようにしておりますので、市の方からお願いをしていますのは愛護委員さんは月2回以上そういったパトロール等に参加してくださいということをお願いをしているという状況でございます。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第2号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)

委員長) 次に、専決報告第3号「芦屋市谷崎潤一郎記念館処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

美術博物館主査) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 谷崎は指定管理でなっているわけですけども、美博は、市の体制でやっておられると。こういう形になるわけですね。

美術博物館主査) 谷崎記念館につきましては指定管理者制度で運営しておりますので、基本的には館の運営は、読売・武庫川学院事業連合ですね、そこがやっておりますけれども、どうしても市の方で業務をしないといけない部分が出てきますので、その分の市の担当というのはたまたま隣に美術博物館があるということもありまして、美術博物館の職員が谷崎記念館の処務を行うと、そういう規程をここに導入しているということなんです。

植田委員) 私も最近、谷崎記念館に行っていないくて、今の運営状況等、お知らせいただければ。

美術博物館主査) まだスタートしたばかりでございますので、これからということ

になるんですけども、今日から細雪の60年ということで特別展示を行っております。指定管理者が変わったことによりまして、そのグループの中に中央公論新社という出版社が入っております。ここは谷崎潤一郎の書籍等を持っておられるということで、今回初めて、門外不出といったらオーバーなんですけども、中央公論新社が持ってあったものを今回展示をしているということで、谷崎記念館のいわゆる展示内容の幅が広く、深くなるという期待があります。そうなりますと我々としては入館者も増えてくるだろうと。あるいは読売新聞が入っておりますので、谷崎館のPR記事がたくさん載るようになりまして、そういうことでPR効果が増して、たくさんの方が来ていただけるんじゃないかということで期待をしています。

社会教育部長) 従前の事業をほとんど引き継がれてます。それプラス今言ったような、今までないような事業展開もされるということで、2年目になったらちょっと読売の独自色がまた出てくるかもわかりませんが、1年目ということで、なるべく継続をしようという意思も持っておられるのかなと。それにまた中央公論新社等の持っている、今まで見られなかったような資料の公開等今まで以上に充実したものになりつつあるのかなという気はしております。

植田委員) 谷崎の文芸だけではなくて、絵画とか、それから阪神間の文化とか美博がすぐ隣にあるわけですから、美博と谷崎が連携しながら多くの、谷崎をめぐる阪神間のモダニズムというかそういうものを、企画をしていって、イベント的な形で小さいものではなくて大きくやっていくという。企画を一つだけで終わらせるのではなくて広げていくと。前へ進めていくと。そんな感じがしますね。

社会教育部長) その点も今、美術博物館の業務委託をしていますAMMさんにも谷崎だけじゃなくて、近隣の富田碎花の旧居、虚子記念館、その他いろんな美術館もありますので、そういうネットワークを生かして連携してできるような事業をやっているという希望も伝えておりますし、読売グループさんの方にも、美術博物館の施設を貸してほしいということであれば前向きに応じていきたいなということも伝えております。

白川委員) 参考のためにこの主査の方の事務処理とは、具体的にはどんなことなのですか。

美術博物館主査) 例えば谷崎館と、他市や他館等の対外的な連携とかいう場合は当然、市教育委員会がその間に入りますし、業務として、例えば公共的な理由により減免をするとかの場合は、一旦芦屋市が受けまして、料金そのものは芦屋市が決めることになっているんですね、もちろん読売グループから申請をいただいて承認ということになるんですけども、基本的には市が決定権を持っていますから、そういう公共的な、対外的な事務、それを谷崎館の読売さんにそのままぼんとお任せして、判断してもらうのではなく公共性の観点から検討する必要がありますので、我々が受けて、そういう間に入ってやり取りするとか。わかりやすいのはそういうようなもろもろの事務をやっているというふうに御理解いただいたらいいと思います。

社会教育部長) 広報に掲載する記事なんかもそうなんです。美術博物館に經由して、チェックして、広報課の方に出すという事務でございます。

白川委員) わかりました。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもって質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。

報告第3号採決。結果、承認(出席委員全員賛成)

委員長) 次に、専決報告第4号「芦屋市立美術博物館処務規則の一部を改正する規則の制定について」を議題とします。提案説明を求めます。

美術博物館主査) 議案資料に基づき概略説明

委員長) 説明が終わりました。質疑はございませんか。

植田委員) 美術博物館は現在の業務委託から指定管理へというのは、どうなっておりますか。

社会教育部長) 今現在の行政改革の実施計画の中では、平成22年度から指定管理を目指して検討するというので、議会等にも伝えております。ただ、平成14年から今日まで美術博物館の管理運営の基本方針に基づいて館の運営を一部AMMに展示等、事業について委託してやってきておりますが、指定管理を一応目指す方向ではありますけども、まず、今の基本方針大きくは今のでいいと。ただ小幅な修正は若干要るかなと。例えば、具体的に言いますと、平成14年には文化振興財団がございましたけど、今はないというような、状況もありますので、基本方針を一部見直しして、できれば22年度、4月から7月かどちらかぐらいから指定管理を目指す方向で検討しております。

植田委員) 閉館問題が俎上に上った美術博物館ですので、円滑な受け皿は特に問題ないですか。

社会教育部長) 本来なら18年の4月、そのときから指定管理ということであったんですが、その時点では適当な指定管理を名乗り出てくるような、可能性がゼロであったと。そういうときに、美術博物館の場合は休館もあり得るというところで市民が危機感を持たれて、今のAMMが立ち上げられて今日まで運営基本方針に沿って事業展開をしていただきました。ただ、長期的なビジョンをもって美術博物館の企画をしていくという場合に、単年度契約の業務委託では限界がありますし、やはり優秀な学芸員も確保しづらい面があります。

他市では、大体文化振興財団による指定管理が多ございますけれども、民間も徐々にノウハウの蓄積は順々にできてきつつあります。今の業務委託についても限界が見えてきておりますので、よりよい、開かれた館にしていきたいという思いが、我々はございますので、指定管理で名乗り出てくれそうな、ある程度の感触も得ておりますので、その方向で行った方がいいのではないかとこのように思っております。

植田委員) 特に私の方は結構です。

近藤委員) 組織の改正というのは非常に大事な要素なのですよね。本来はこういふふうには組織を変えてそれに該当する人をあてるといふのがどう考えても本来の姿ですよね。そういう議論が全くない。もう少し前に、本来は組織改正の話があつてしかるべきじゃないかなといふふうなことを思いました。

管理部長) 本来でありますと、もっと早い段階で来年度の組織体制についてはこう考えておるといふのを先にお出しをして、その後、3月末の人事異動ということにはなろうかと思うんですけども、限られた人員の中で、組織改正と人事異動がどうしてもひつついた形でならざるを得ないという、そういう部分がございます。

近藤委員) よくわかるのですがね。それぞれの部局、委員会には重点の施策があるわけですよね。教育委員会でいえば、来年度はこんな教育指針でやろうといふことを随分ここで議論ができたのじゃないかなと思うのですよね。だから、当然それによって子供読書のまちづくりに向けた取り組みをします、そしたらこれによって組織が必要となります。でも、今の芦屋市の行政改革の中でこれ以上人増やせない、だけど、そうしたら譲り合つてここの組織へ一つ席を増やしてとか話が当然つながってくるわけで。重要施策、そういうものに伴つて組織があつて、そして人が配置されるというのが、組織だと思ひますよ。だからその辺の部分は、僕は課題として受けとめていただひて欲しい。

社会教育部長) 社会教育の事情だけ申し上げますと、社会教育部の場合は多分22年度、文化行政をどこの所管に持つていくかといふ大きな課題がございます。そういう中で、文化行政といふのは前から言つていますように、市全体で取り組むべき課題でございますので、それを教育委員会だけで請け負うといふのは非常に限界があるのではないかと。やはり市長部局でやってもらうのが良いのではないかとと思ひております。

そういう中で大きく社会教育部門も変わるというふうには認識しております。今年度は社会教育部の体制は現行のままでの方がやりやすいといふようなことが正直言つてございました。ですから22年度を見据えて、もし仮に市長部局に行つてもきつちり引き継ぎできるような気持ちでおります。

社会教育部については地方教育行政の組織及び運営に関する法律で、文化とスポーツについては市長で、首長でできるように法律改正もされております。そういうことも受けて、教育委員会で主体的にどうした方がいふかといふのは我々サイドで、各課長とも協議して、できるだけ市長部局にこういう組織が望ましいのではないかといふ案を示して、市長部局の方と教育委員会の管理部とで調整していただけたらといふふうな思ひは持つております。

委員長) 他に質疑はございませんか。

無いようですので、これをもつて質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。本案は、原案どおり承認することに

異議ございませんか。

<異議なしの声>

ご異議なしと認めます。よって本案は承認されました。
報告第4号採決。結果、承認（出席委員全員賛成）

委員長) 日程第5 閉会宣言